

西浦区 (CA) (CA)













《西蒲区データ》

面 積:181.13 km²(参考値)

世帯数: 18,637 世帯 人 口:計63,879 人

男 30,832 人 女 33,047 人

(住民基本台帳:平成19年1月末現在)

■発行日:2007年(平成19年)3月15日 ■発行・編集:新潟市/巻・岩室・西川・潟東・中之口支所

○戸籍・住民票・印鑑・市税○国民健康保険・老人保健・ 証明の受付・交付 市税 部民

のとおりです。
明在の岩室・西川・潟東・明在の岩室・西川・潟東・

→西蒲区役所中之口出張所■西川支所→西蒲区役所周東出張所→西蒲区役所西川出張所→西蒲区役所岩室出張所 所名は次のとおりです。西蒲区となる管内の

■地域保健福祉センター(健康福祉課)

新しく設置される地域保健福祉センターは、 巻を拠点のセンターとし、岩室・西川・潟東・ 中之口については各出張所に相談窓口を設けま す。そこでは、保健・福祉サービスの相談・受 付等を行います。

■新潟市西蒲消防署

現在の新潟市巻消防署が「新潟市西蒲消防署」 となって西蒲区を管轄します。また、本署のほ かに区内に岩室、西川、潟東、中之口の出張所 が置かれ、消防隊・救急隊の兼務隊が配置され ます。災害発生時には区域に関係なく市内各署 所から消防車、救急車が出動します。

■水道局西蒲営業所

現在の各事業所を統合し、「水道局西蒲営業所」 (現在の巻事業所) が西蒲区を担当します。な お当面の間、水道メーター検針日、口座振替日、 納期限に変更はありません。また問合せ番号も 下記に一本化されます。

フリーダイヤル 面0 1 2 0 - 4 1 1 - 0 0 2 (または、 2025-266-9311)



西蒲区役所各課等の主な業務内容

■区民生活課(1階)

出張所

の主な業務内容

出

張

○戸籍 ○住民基本台帳 ○印鑑登録 ○外国人登録 ○住居表示 ○巻斎場 ○国民健康保険 ○国民年金 ○老人保健 ○環境 ○ごみ・し尿

■健康福祉課(1階)

○児童福祉 ○障がい者福祉 ○高齢者福祉 ○介護保険 ○各種保健サービスの実施 ○生活保護

■税務課(1階)

○個人市県民税・軽自動車税・固定資産税及び都市計画税の賦課 ○市税証明等

■政策企画課(2階)

○区の政策・企画 ○区自治協議会 ○地域コミュニティ ○広報・広聴 ○統計 ○文化・スポーツ ○自治会 ○男女共同参画 ○学校開放 ○巻文化会館

■産業観光課(2階)

○商・工業振興 ○観光 ○地区のまつり ○農業振興 〇土地改良事業 〇水産業・林業振興 〇地籍調査

総務課(2階)

○組織 ○人事 ○予算・決算 ○契約 ○防犯 ○交通安全 〇防災 〇選挙

■建設課(3階)

○都市計画・地区計画 ○屋外広告物 ○土地区画整理事業

〇開発行為 〇まちづくり支援 〇市営住宅

○道路・公園の占用許可 ○私道助成 ○除雪

○道路・下水道に関する相談

■西蒲区教育事務所(2階)

○学校適正配置 ○通学区域 ○就学事務 ○就学援助 ○教育相談

■西蒲区農業委員会事務局(2階)

〇農地法に基づく許可申請・届出 〇農業者年金の加入手続き

○農業経営基盤強化促進法による利用権設定

○農地・農業経営の各種証明

■巻清掃センター(3階)

○廃棄物の処理

代表電話番号も変わります

西蒲区役所 20256-73-1000(4月以降)

して、また、岩室・西川・ 温東・中之口支所は、西蒲 区役所岩室出張所・中之口 出張所として新たなスター トをきります。区役所、出 張所となる行政機関は、今 までとは課名や業務内容が 変わりますのでご注意くだ さい。 区制の始まりは、区ごとのまちづくりの始まりは、区式の指さんとができます。西蒲区が一体となって、個性を活が一体となって、個性を活かした特色ある住み良いまかした特色ある住み良います。区民の皆さんといいました。 ましょう。おった特色が一体とな

<u>i</u> 区民生活課 税務課 恋 収納 健康福祉課 総合案内 **11** 」政策企画課 <u>†</u>|† <u>\$</u> 產業観光課 産業観光課 西蒲区教育事務所

西蒲区農業委員会

事務局

_区民生活課 」健康福祉課 一税務課 1階

応接室 総務課 区長室 副区長室 政策企画課 産業観光課 西蒲区 農業委員会 西蒲区 農業委員会 会長室 **†**|† トイレ階段 西蒲区



行し… 現在、政令指定都計と、 っているのは全国で15都市。 本州日本海側にそれはなく、 本州日本海側にそれはなく、 を一場室・西川・潟東・中 き・岩室・西川・潟東・中 之口の5つの地区が手を取 り合い、力を合わせてまち り合い、力を合わせてまる づくりを進めていくことに づくりを進めていくことに 「西蒲区」

| 生まれ変わります。現在の| 大野を同じくしたちの新していくことになる行政機関でいくことになる行政機関でいくことになる行政機関を一緒にまちづくりを進めと一緒にまちづくりを進めと一緒にまちが、4

行します。新潟市はないよいよい は政令指定都市に移いよ4月1日から、

になります 新潟市は政令指向 定都 B 市









2 月

百旬旬日日

月

12 月





24 26 日

日

健康ウォーク 時代激まつり

フェア(秋季

どろんこカップ 潟東おまつり広場

●越前浜海水浴場

● 夏井八ザ木展望施設

まき夏まつり

29 上 未 下 30 日 旬 定 旬

岩室温泉まつり

岩室

未定

ア(夏を)の恵

5 日

和納十五夜まつり

西川多目的ホール 西川がれあい公園 鎧潟クリーンセンター●

●潟東歴史民俗資料館 環境改善センター 潟東体育館

老人いこいの家かすがい荘●

平成19年度

の主な

角田山山開き 弘法清水名水祭り

第36代横綱羽黒曲銅像●

中之口先人館





▲かもん!カモねぎまつり 潟 東

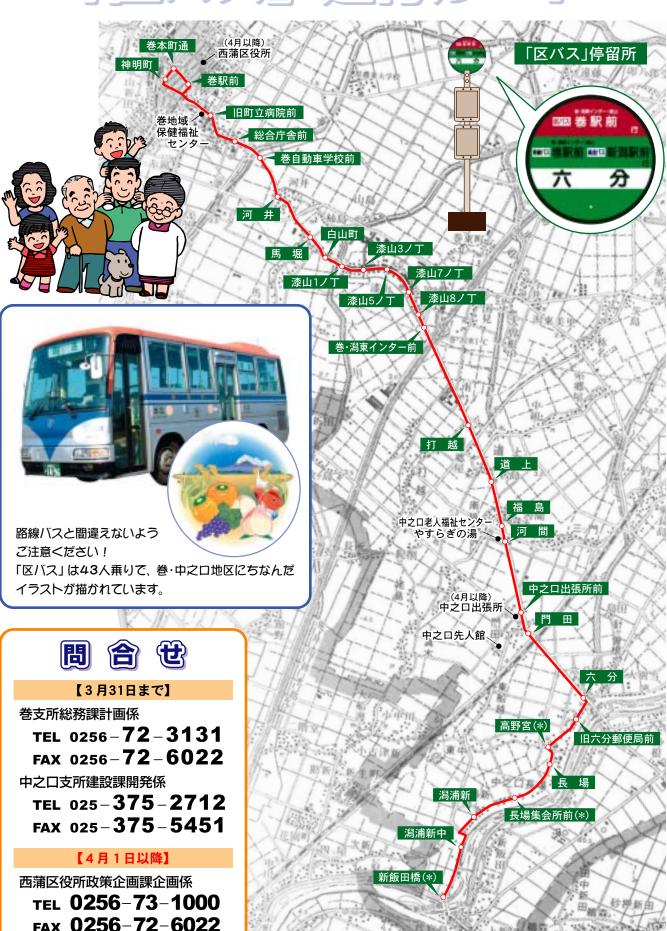




施設の区分

赤:公共施設 緑:公 青: 観光名所

「区バス」運行ルート



3月26日(月)から 本格運行を開始します

政令指定都市移行に伴い、3月26日(月)から「区バス」を運行します。 通勤・通学・買い物・区役所等への交通手段としてぜひご利用ください。

区バス時刻表

巻駅前 行						
停留所	時 刻					
庁 田	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
新飯田橋(*)	6:25	8:10	11:05	15:05	17:05	18:35
潟浦新中	6:26	8:11	11:06	15:06	17:06	18:36
潟浦新	6:27	8:12	11:07	15:07	17:07	18:37
長場集会所前(*)	6:28	8:13	11:08	15:08	17:08	18:38
長場	6:29	8:14	11:09	15:09	17:09	18:39
高野宮(*)	6:29	8:14	11:09	15:09	17:09	18:39
旧六分郵便局前	6:31	8:16	11:11	15:11	17:11	18:41
六分	6:33	8:18	11:13	15:13	17:13	18:43
門田	6:35	8:20	11:15	15:15	17:15	18:45
中之口出張所前	6:35	8:20	11:15	15:15	17:15	18:45
河間	6:36	8:21	11:16	15:16	17:16	18:46
福島	6:37	8:22	11:17	15:17	17:17	18:47
道上	6:38	8:23	11:18	15:18	17:18	18:48
打越	6:39	8:24	11:19	15:19	17:19	18:49
巻・潟東インター前	6:41	8:26	11:21	15:21	17:21	18:51
漆山8ノ丁	6:42	8:27	11:22	15:22	17:22	18:52
漆山7ノ丁	6:43	8:28	11:23	15:23	17:23	18:53
漆山5ノ丁	6:44	8:29	11:24	15:24	17:24	18:54
漆山3ノ丁	6:45	8:30	11:25	15:25	17:25	18:55
漆山1ノ丁	6:46	8:31	11:26	15:26	17:26	18:56
白山町	6:47	8:32	11:27	15:27	17:27	18:57
馬堀	6:48	8:33	11:28	15:28	17:28	18:58
河井	6:49	8:34	11:29	15:29	17:29	18:59
巻自動車学校前	6:50	8:35	11:30	15:30	17:30	19:00
総合庁舎前	6:51	8:36	11:31	15:31	17:31	19:01
旧町立病院前	6:52	8:37	11:32	15:32	17:32	19:02
巻駅前	6:58	8:43	11:38	15:38	17:38	19:08

		+< A= -	. I.E	· _		
		新飯田	1橋 イ	亍		
停留所	時 刻					
15年71	1 便	2 便	3 便	4 便	5 便	6 便
巻駅前	7:27	8:55	11:50	14:25	17:55	19:37
巻本町通	7:28	8:56	11:51	14:26	17:56	19:38
神明町	7:29	8:57	11:52	14:27	17:57	19:39
旧町立病院前	7:31	8:59	11:54	14:29	17:59	19:41
総合庁舎前	7:32	9:00	11:55	14:30	18:00	19:42
巻自動車学校前	7:33	9:01	11:56	14:31	18:01	19:43
河井	7:34	9:02	11:57	14:32	18:02	19:44
馬堀	7:35	9:03	11:58	14:33	18:03	19:45
白山町	7:36	9:04	11:59	14:34	18:04	19:46
漆山1ノ丁	7:37	9:05	12:00	14:35	18:05	19:47
漆山3ノ丁	7:38	9:06	12:01	14:36	18:06	19:48
漆山5ノ丁	7:39	9:07	12:02	14:37	18:07	19:49
漆山7ノ丁	7:40	9:08	12:03	14:38	18:08	19:50
漆山8ノ丁	7:41	9:09	12:04	14:39	18:09	19:51
巻・潟東インター前	7:42	9:10	12:05	14:40	18:10	19:52
打越	7:44	9:12	12:07	14:42	18:12	19:54
道上	7:45	9:13	12:08	14:43	18:13	19:55
福島	7:46	9:14	12:09	14:44	18:14	19:56
河間	7:47	9:15	12:10	14:45	18:15	19:57
中之口出張所前	7:48	9:16	12:11	14:46	18:16	19:58
門田	7:48	9:16	12:11	14:46	18:16	19:58
六分	7:50	9:18	12:13	14:48	18:18	20:00
旧六分郵便局前	7:51	9:19	12:14	14:49	18:19	20:01
高野宮(*)	7:52	9:20	12:15	14:50	18:20	20:02
長場	7:53	9:21	12:16	14:51	18:21	20:03
長場集会所前(*)	7:54	9:22	12:17	14:52	18:22	20:04
潟浦新	7:55	9:23	12:18	14:53	18:23	20:05
潟浦新中	7:56	9:24	12:19	14:54	18:24	20:06
新飯田橋(*)	8:02	9:30	12:25	15:00	18:30	20:12

[※]交通状況などの理由により、到着時間が多少異なる場合があります。

※年末年始($12/29\sim1/3$)は、全便が運行されません。

※「区バス」停留所は、既存路線バスの停留所と同じです。(*)は「区バス」のために新設された停留所です(路線バスは止まりません)。



運賃は、距離によって 150 円~ 540 円となります。

また、運賃が割引となる定期券(既存路線バスでも利用できます)が、新潟交通観光バス㈱潟東営業所(☎0256-86-3191)で販売されます。回数券は使用できません。

〈参考〉主な停留所までの料金

巻駅前 🗪	総合庁舎前	150円
	白山町	170円
	巻・潟東インター前	250円
	中之口出張所前	400円
	六分	440円
	新飯田橋	540円

新飯田橋	六分	190円
	中之口出張所前	240円
	巻・潟東インター前	390円
	白山町	460円
	総合庁舎前	520円
	巻駅前	540円

^{※ 2} 通仇がなこの理由により、到看時間が多少美なる場合があります。※ 1 便と6 便は、「巻駅前行」・「新飯田橋行」とも土・日・祝日及び夏休み期間 (7/25~8/31) は運行されません。

①年齢要件

なく投票しましょう。

大切な一票です。

棄権すること

■期日前投票

選挙期日の当

亘

予定があって

期

日前投

投票所に持ってきてくださ 前を確認し、それぞれ切り離して 各世帯に発送します。投票所と名

||投票できる人

に立候補した人へ投票して頂くこ 名簿に登録されますので、

た人は新し 県内の他市町村からの転入 以降に 住所地

する「引き続き同一県内の市町村

選挙区

西蒲区

4月1日~

蒲区選挙管理委員会

 $\begin{array}{c} 0 \\ 2 \\ 5 \\ 6 \\ 7 \\ 3 \end{array}$

0

0

0

7

 $\begin{array}{c} 0 \\ 2 \\ 5 \\ 6 \end{array}$

|所を有する旨の証明

を前

12月30日以

※県議会議員選挙に限る

(生活課、

区出張所などで交付、降に転入をした人は

3月20日までに転居手続きをし 市内転居した人 の投票所で投票します 転居手続きをした人は い住所地の投票所で、

期目前投票所

(政令指定都市移行後の名称)

西蒲区役所 (旧巻支所)

出張所

(旧各支所)

問合せ

西川

中之口

室 岩

※入場券が届いている人は、 持ってきてください。

~3月31日

73

潟 東 立録し、 以後引き続き住 んで

までに生まれた人 住所要件

-成18年12月29日までに住民 4 月 9 \mathbf{H}

日本国民で昭和 62 年

午前 3 月 31 日 4月7 票をすることができます。 投票に行けない場合は、

8時 30分~午後8時 まで

に登録されていることが必要です。 す。ただし、前住所地の選挙人名簿 同 所で県議会議員の選挙ができま 住 地の投票所で提示す 9 れば、

政令指定都市として行われる選挙

4月8日に同時に行われます

(議会議員と市議会議員の選挙

0

となり、8つの行政区の区域がそ

れぞれ選挙区になります。

有権者の皆さんは各区の選挙人

- 投票所入場券

28日に4名連記

の入場券を

・その区

■選挙当日の投票所の変更

できます。詳 などを持っている人は、 身体障害者手帳・ 度により、 細については、 郵便等で投票が 戦傷 障害の種場病者手帳 問

票ができます。 に入院中の人は、 出てください おおむね 50床以上の指定病院等**|病院などでの不在者投票**

■郵便等投票

病院の事務室へ申 病院で不在者投

卷支所総務課総務係 新潟市選挙管理委員会 0 2 5 2 2 8 7 2 3 1 1 0 3 0 0

変更される投票所(西蒲区内)

行政区	これまでの投票所	変更後の投票所
	高中コミュニティセンター 六分・東門田集会所	中之口東小学校
西蒲区	羽黒ふれあいセンター	中之口出張所 (旧中之口支所)
	中之口高齢者支援センター 道上ふれあいセンター	中之口西小学校
	打越連合自治会館	

※上記以外の投票所については、変更ありません。 (詳しくは入場券をご確認ください)

区役所だより 「 に し か ん 」 4月15日に誕生します!

これまで、各支所単位で発行してきました「支所だより」は、政令 指定都市移行に伴い、「区役所だより」に生まれかわります。西蒲区の 「魅力や情報」盛りだくさんで、皆さまのところへお届けしたいと思い ますので、支所だより同様、ご愛読ください。

区役所だよりはどうなるの?

発 行 日:毎月第1・3日曜日

★第1号は4月15日(日) 発行 (第3日曜日からスタート!)

▶配布方法:新聞折込み(新潟日報、朝日・毎日・読売・産経新聞)

★新聞未購読、上記以外の新聞を購読されている世帯へは郵送し ますので、ご連絡ください。

★現在「市報にいがた」が郵送されている場合は、区役所だよりが市 報と一緒に同封されますので、申込みの必要はありません。

型版・頁数:A4・基本8ページ

●点字・声の広報:作成しますので、ご利用ください。

★ご希望の方は、ご連絡ください。

▶発行・編集:西蒲区役所 政策企画課 広報・統計係

■問合せ:新潟市/巻・岩室・西川・潟東・中之口支所 総務課広報担当係

平成19年4月1日以降は 「西蒲区役所 政策企画課 広報・統計係」となります。

「弁護士による無料相談会」 開催のお知らせ

■相談日 4月18日(水)

■時 間 午後1時15分~4時15分 ※1人30分で

1日につき相談者6人

■会 場 現在の巻支所

(4月からは西蒲区役所)

303会議室

■申込み 事前予約が必要です。

> ※4月2日(月)から受付しま す。(土日を除く)

■問合せ・申込み先

西蒲区役所

区民生活課・区民窓口係

2 0256-73-1000

5月以降も月1回区役所で実施しますの で、今後の日程は区役所だよりをご覧く ださい。